年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成30年4月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの O件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700391号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800001号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社) C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年10月31日から昭和56年11月1日に訂正し、昭和56年10月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和56年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間の 厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年10月31日から同年11月1日まで 昭和52年4月に入社し、現在まで継続勤務しているが、請求期間の厚生年 金保険被保険者の記録がない。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、 年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたD資料(人事記録)、雇用保険の記録、B社の回答及び同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和 56年11月1日にA社C工場から同社E工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社C工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和56年10月1日の定時決定の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和56年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和56年11月1日として届け出たにも

かかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録したとは考え 難いことから、事業主から同年 10 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険 被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 56 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入 の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に 納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業 主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。